

芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</p> <p>第5条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この条及び次条において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る金額を当該期間の月数で除した後の金額で、毎月均等に分割して納付し、又は納入する方法とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</p> <p>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</p>	

改正案	現 行
<p>4 <u>市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(徴収猶予の申請手続等)</u></p> <p>第5条の3 <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(3) <u>前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</u></p> <p>(4) <u>当該猶予を受けようとする期間</u></p> <p>(5) <u>分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>を含む。)</u></p> <p>(6) <u>猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</u></p> <p>2 <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</u></p> <p>(2) <u>財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p> <p>(3) <u>猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p>(4) <u>猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p>3 <u>法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p>4 <u>法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>5 <u>法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(2) <u>猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p>(3) <u>猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p>(4) <u>第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>6 <u>法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</u></p> <p>7 <u>法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、1月とする。</u></p> <p>8 <u>法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金について、法第15条の3第1項第2号の規定による徴収の猶予の取消しを受けたことがある場合とする。</u></p> <p><u>(徴収猶予の取消し)</u></p> <p>第5条の4 <u>法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、徴収金とともに管理する次に掲げる債権とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条第1項に規定する保険料</u></p> <p>(2) <u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条第1項に規定する保険料</u></p> <p>(3) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項に規定する保</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>険料</u></p> <p>(4) <u>芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所の利用に係る保育料に限る。）</u></p> <p><u>（職権による換価の猶予の手續等）</u></p> <p>第5条の5 <u>法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長に係る金額を当該期間の月数で除した後の金額で、毎月均等に分割して納付し、又は納入する方法とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p>2 <u>第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>3 <u>法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</u></p> <p>4 <u>法第15条の5の3第2項の規定において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、前条各号に規定する債権とする。</u></p> <p><u>（申請による換価の猶予の申請手續等）</u></p>	

改正案	現 行
<p>第5条の6 <u>法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、次に掲げる期間の終期の到来のいずれか遅い期間とする。</u></p> <p>(1) <u>換価の猶予を受けようとする徴収金の法定納期限等から1年</u></p> <p>(2) <u>換価の猶予を受けようとする徴収金の納期限から6月</u></p> <p>2 <u>法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、第5条の4各号に規定する債権とする。</u></p> <p>3 <u>法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長に係る金額を当該期間の月数で除した後の金額で、毎月均等に分割して納付し、又は納入する方法とする。</u> <u>ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p>4 <u>第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>5 <u>法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p>	

改正案	現 行
<p>6 <u>法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>7 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>第5条の3第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第5項第3号に掲げる事項</u></p> <p>8 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、1月とする。</u></p> <p>9 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する場合は、換価の猶予又は換価の猶予をした期間の延長を受けようとする徴収金について、法第15条の3第1項第2号の規定による徴収の猶予の取消しを受けたことがある場合とする。</u></p> <p>10 <u>法第15条の6の3第2項の規定において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、第5条の4各号に規定する債権とする。</u></p> <p>(担保を徴する必要がない場合)</p> <p>第5条の7 <u>法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p>(公示送達)</p> <p>第6条 法 _____ 第20条の2の規定による公示送達は、芦屋市公告式条例（昭和25年芦屋市条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して<u>行</u>うものとする</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第6条 <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、芦屋市公告式条例（昭和25年芦屋市条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して<u>行な</u>うものとする</u></p>

改正案	現 行
<p>る。</p> <p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第13条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u> <u>第47条</u>に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第29条 （省略）</p> <p>2～6 （省略）</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）</u>、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（市民税の減免）</p>	<p>る。</p> <p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第13条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条</u>に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第29条 （省略）</p> <p>2～6 （省略）</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在 _____ _____ _____、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（市民税の減免）</p>

改正案	現 行
<p>第48条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前2項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限(第1項第5号については各納期限)までに、次_____に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して当該納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が申請書を提出する必要があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u> 又は法人番号</p> <p>(2) 年度(法人等にあつては課税標準の算定期間)、納期の別及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする事由</p> <p>4・5 (省略)</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第72条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次_____に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行 <u>わなければならない</u>。</p> <p>(1) 代表者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規</u></p>	<p>第48条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前2項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限(第1項第5号については各納期限)までに、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して当該納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が申請書を提出する必要があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 年度(法人等にあつては課税標準の算定期間)、納期の別及び税額</p> <p>(2) 減免を受けようとする事由</p> <p>4・5 (省略)</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第72条 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行 <u>なわなければならない</u>。</p> <p>(1) 代表者の住所<u>及び氏名</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正案	現 行
<p>定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
(2)～(4) (省略)	(2)～(4) (省略)
2 (省略)	2 (省略)
(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)	(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)
<p>第73条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次_____に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行 <u>わなければなら</u>ない。</p>	<p>第73条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行 <u>なわなければなら</u>ない。</p>
(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	(1) 代表者の住所及び氏名 _____
(2)～(5) (省略)	(2)～(5) (省略)
2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第83条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第83条の2	2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第83条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第83条の2

改正案	現 行
<p>において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第83条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第83条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第81条 (省略)</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次<u> </u>に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第83条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第83条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所<u>及び氏名</u></p> <p>_____</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第81条 (省略)</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次の<u>各号</u>に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p> <p>_____</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>

改正案	現 行
<p>3・4 (省略)</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第83条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次_____に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が申告書を提出する必要がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、<u>住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第83条の2 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。)) の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。) の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度) の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p>	<p>3・4 (省略)</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第83条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の<u>各号</u>に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が申告書を提出する必要がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所<u>及び氏名又は名称</u>_____</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第83条の2 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。)) の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。) の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度) の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u>_____</p>

改正案	現 行
<p>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第98条 (省略)</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次_____に掲げる事項を記載した(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</p> <p>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(7) (省略)</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第123条 (省略)</p>	<p>_____並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第98条 (省略)</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の所有者等の住所及び氏名又は名称</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(7) (省略)</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第123条 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) （省略）</p> <p>3 （省略） （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）</p> <p>第154条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) （省略）</p>	<p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) （省略）</p> <p>3 （省略） （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）</p> <p>第154条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所及び氏名又は名称</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) （省略）</p>

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次_____に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次_____に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 _____</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 _____</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第3項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>(1) 所有者の住所及び氏名</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>
<p>4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに<u>次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに<u>次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>
<p>5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>
<p>6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>6 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> <u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名</u> <u>又は名称)</u></p> <p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>
<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> <u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名</u> <u>又は名称)</u></p> <p>(2)～(6) (省略)</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(6) (省略)</p>
<p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> <u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名</u> <u>又は名称)</u></p> <p>(2)～(7) (省略)</p>	<p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)～(7) (省略)</p>
<p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱</p>	<p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱</p>

改正案	現 行
<p>損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> (<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>11 (省略)</p> <p>(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)</p> <p>第23条 (省略)</p>	<p>損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>11 (省略)</p> <p>(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)</p> <p>第23条 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>2 法附則第29条の5第2項の申告は、次_____に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>3 法附則第29条の5第3項の申請は、次_____に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>4 法附則第29条の5第5項の申請は、次_____に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>2 法附則第29条の5第2項の申告は、次<u>の各号</u>に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所<u>及び氏名</u> _____</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>3 法附則第29条の5第3項の申請は、次<u>の各号</u>に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所<u>及び氏名</u> _____</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>4 法附則第29条の5第5項の申請は、次<u>の各号</u>に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所<u>及び氏名</u> _____</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>

地方税分野における番号制度の利用場面

①番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

※このほか、マイナポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定

